

手続きの流れ

婚姻関係の維持又は解消、子の監護に関する紛争の調停

申立人 申立書を当社に提出、申込料 10,000 円（郵送もしくはメール）

当社 調停申込書受理後、相手方へ調停に応じるかどうかの意向照会書を送付

相手方 応じるときは調停依頼書を提出、依頼料 10,000 円 応じないときは、終了決定

当社 担当調停者を選任 第 1 回調停期日を指定・通知

当社が申立人に終了通知送付
申込料の半額を返還

第 1 回調停 1 回 1 時間程度（費用：双方 10,000 円）

調停者（家裁調査官・家事調停員経験者もしくは弁護士）

申立人 ↔ 相手方

（原則同席調停）

調停続行

次回期日は調停終了時に決定

調停終了

当事者の意向により終了→終了
調停人の意向により終了→不成立
当事者が合意→合意書作成

当事者の意向により終了した場合は他方当事者に終了通知送付

調停成立の場合は当事者双方及び調停者が署名押印し、調停合意書を当事者双方に交付及び当社にて 10 年間保存